

4-2 地域特性

4-2-1 自然的状況

(1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

1) 気象

静岡県の気候は、北部山岳地帯は内陸性気候であり、その他の地域は全般的に温暖な海洋性気候となっている。

対象事業実施区域を含む周辺市の気象官署である静岡地方気象台（静岡市駿河区曲金、標高 14.1m、図 4-2-1-2 参照）の過去 10 年間（平成 15 年～平成 24 年）の月別の平均気温、降水量、平均湿度、日照時間、平均風速は、表 4-2-1-1 及び図 4-2-1-1 に示すとおりである。また、対象事業実施区域から約 30km 南に位置する井川地域気象観測所（静岡市葵区井川、標高 755m、図 4-2-1-2 参照）の過去 10 年間（平成 15 年～平成 24 年）の観測結果は表 4-2-1-2 及び図 4-2-1-1 に示すとおりである。

静岡地方気象台の年平均気温は 16.9℃で、8 月が 27.2℃と最も高く、1 月が 6.5℃と最も低い。年間降水量は約 2,469mm で、7 月が 319.4mm と最も多く、1 月が 59.9mm と最も少ない。年平均湿度は 68.4%で、7 月が 79.6%と最も高く、1 月が 55.9%と最も低い。年平均日照時間は 175.9 時間で、1 月が 209.4 時間と最も多く、6 月が 132.0 時間と最も少ない。年平均風速は 2.2m/s で、3 月、4 月が 2.5m/s と最も強く、11 月が 1.9m/s と最も弱い。年間を通して見ると大きな変動はなく、冬から春にかけて若干強い傾向を示している。

また、井川地域気象観測所の年平均気温は 11.6℃で、8 月が最も高く、1 月が最も低い。年間降水量は約 3,359mm で、静岡地方気象台と比べて約 900mm 多く、月別では 7 月が最も多く、1 月が最も少ない。年平均日照時間は 148.4 時間で、1 月が最も多く、6 月が最も少ない。年平均風速は 0.7m/s で、3 月、4 月が最も強く、10 月が最も弱い。

表 4-2-1-1 気象概況（静岡地方気象台 平成 15 年～平成 24 年）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
平均気温 (°C)	6.5	8.1	10.5	15.0	19.1	22.6	25.9	27.2	24.8	19.4	14.4	9.2	16.9
降水量 (mm)	59.9	141.7	221.3	210.5	234.0	287.1	319.4	267.0	245.3	246.2	149.3	87.4	2,468.8
平均湿度 (%)	55.9	60.1	61.0	65.4	70.8	77.9	79.6	76.8	74.6	71.4	66.9	59.9	68.4
日照時間 (h)	209.4	176.4	193.4	186.9	180.6	132.0	137.4	193.1	172.0	157.3	169.3	203.3	175.9
平均風速 (m/s)	2.1	2.4	2.5	2.55	2.3	2.0	2.0	2.1	2.2	2.0	1.9	2.2	2.2

注 1. 気象庁ホームページの正常値のみ取り扱っている。
資料：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）

表 4-2-1-2 気象概況（井川地域気象観測所 平成 15 年～平成 24 年）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
平均気温 (°C)	0.8	2.5	4.5	9.9	14.2	18.0	21.6	22.3	19.6	13.7	8.5	3.3	11.6
降水量 (mm)	83.7	179.7	268.8	269.9	317.7	344.3	495.0	336.4	478.3	323.3	179.8	121.2	3,358.8
日照時間 (h)	182.0	158.2	171.2	161.7	142.0	100.5	117.9	149.9	137.1	135.4	151.6	173.1	148.4
平均風速 (m/s)	0.7	0.7	0.8	0.8	0.7	0.6	0.7	0.6	0.6	0.5	0.6	0.7	0.7

注 1. 気象庁ホームページの正常値のみ取り扱っている。
資料：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）

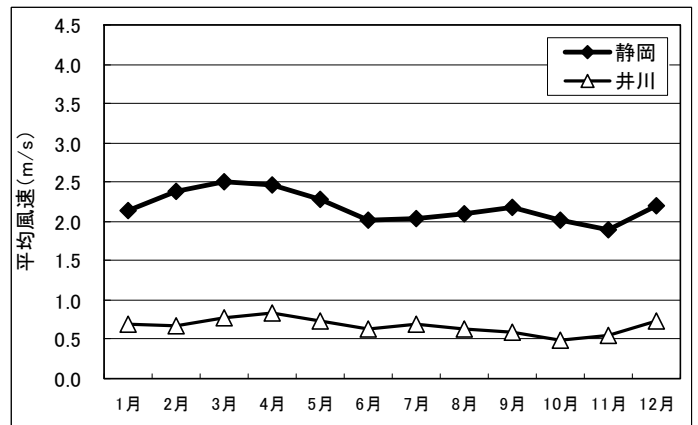
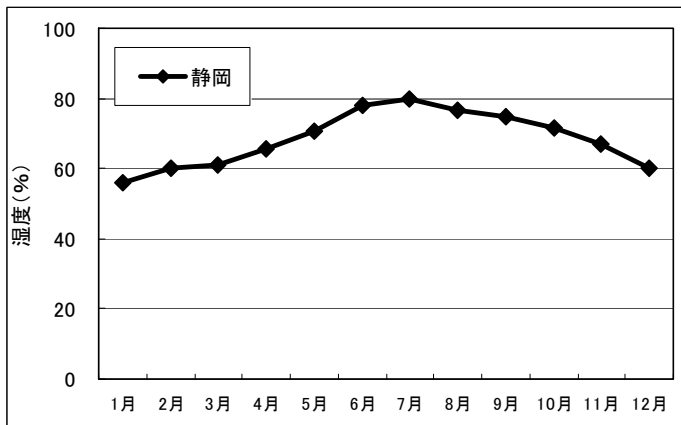
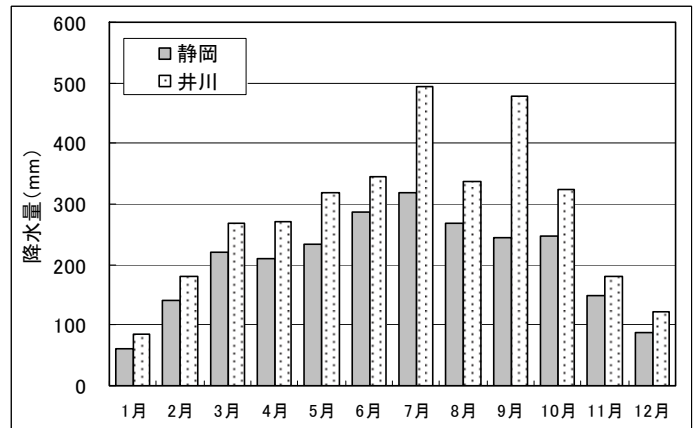
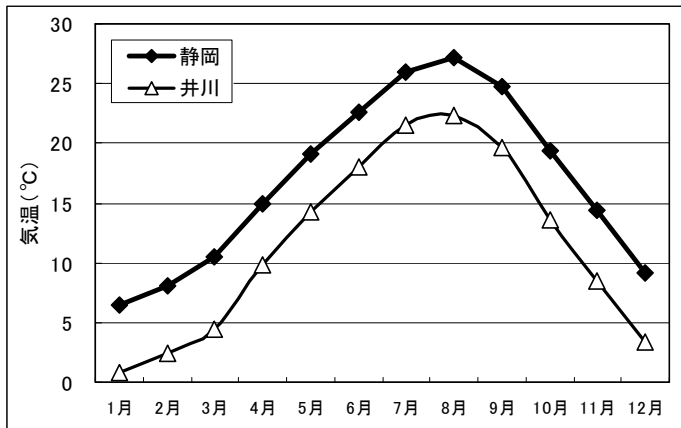
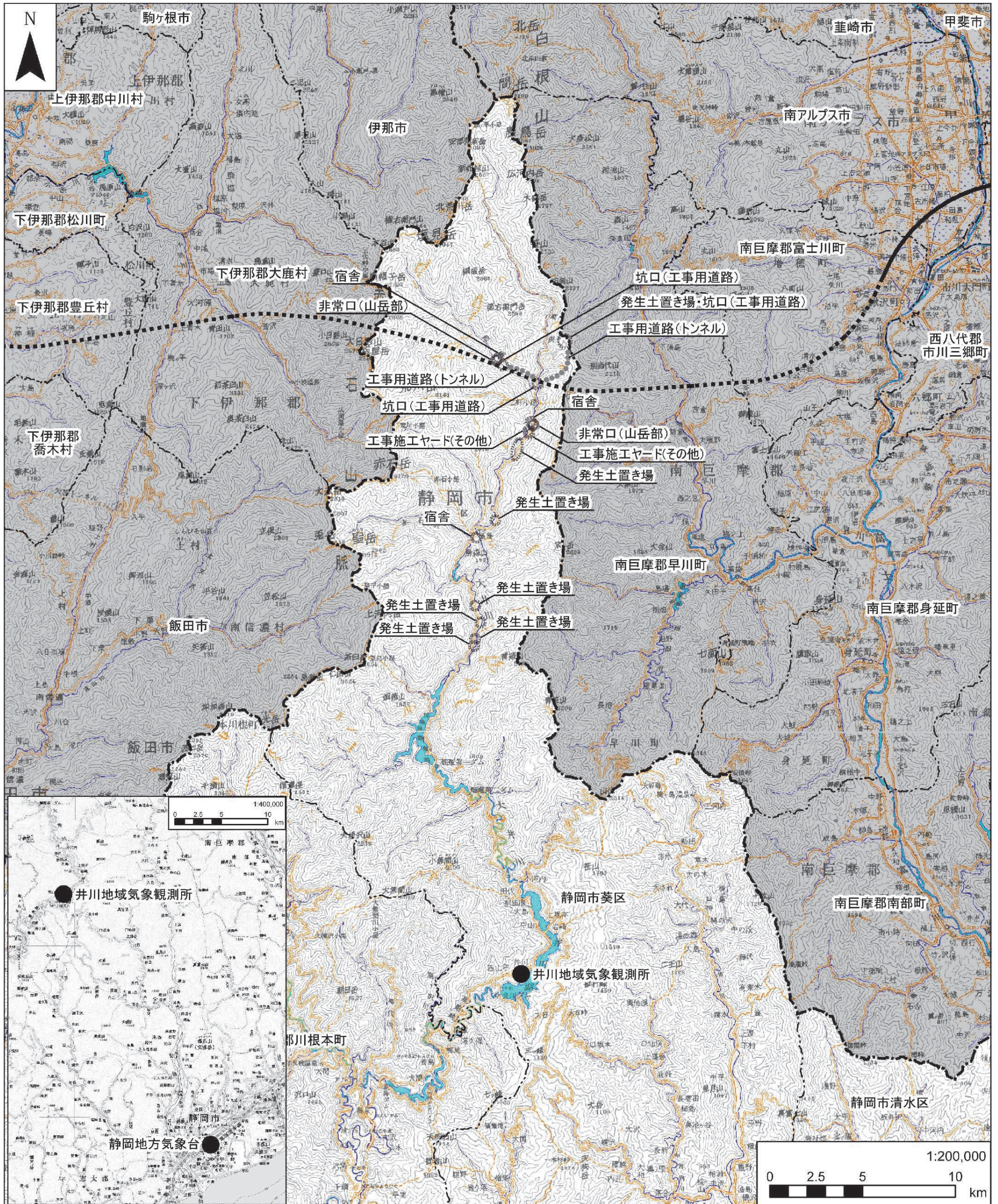


图 4-2-1-1 气象概況（静岡地方气象台及び井川地域气象観測所 平成 15 年～平成 24 年）



凡例

- 計画路線（明かり部） - - - 計画路線（トンネル部） - - - 県境 - - - 市区町村境
- 気象観測所

資料：「地域気象観測所一覧」（平成25年6月現在、気象庁ホームページ）

図4-2-1-2 気象観測地点図

2) 大気質

ア. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲では、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント及び降下ばいじんの測定は行われていない。

なお、最も近い測定局は、一般環境大気測定局である千代田小学校測定局（静岡市葵区沓谷5丁目47-1）である。

イ. 大気汚染に係る環境基準等

大気汚染に係る環境基準等は、表4-2-1-3～表4-2-1-5に示すとおりである。

なお、静岡市葵区では、窒素酸化物（NO_x）総量規制地域等の指定はない。

表 4-2-1-3 大気汚染に係る環境基準

(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)
 (昭和 48 年環大企第 143 号)
 (昭和 53 年環境庁告示第 38 号)
 (昭和 53 年環大企第 262 号)
 (平成 21 年環境省告示第 33 号)
 (平成 21 年環水大総発第 090909001 号)

物質	環境上の条件	評価方法	
		短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること	年間にわたる 1 日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2%の範囲にあるものを除外した値 (年間 2%除外値) が 0.04ppm 以下であること。 ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が、10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること	1 時間値の 1 日平均値が、10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること	年間 2%除外値が 10ppm 以下であること。 ただし、1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること	日平均値の年間 2%除外値が 0.10 mg/m ³ 以下であること。 ただし、1 日平均値が 0.10 mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること	—	年間にわたる 1 日平均値である測定値につき、測定値の低い方から 98%に相当する値 (日平均値の年間 98%値) が 0.06ppm 以下であること
光化学オキシダント (O ₃)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること	年間を通じて 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。 ただし、5 時から 20 時の昼間時間帯について評価する	—
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること	—	長期基準は、測定結果の 1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であること。 短期基準は、測定結果の 1 日平均値のうち、98 パーセントイル値が 35 μg/m ³ 以下であること

備考

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。
- 3 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
- 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質 (中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。) をいう。
- 5 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

表 4-2-1-4 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準

(平成9年環境庁告示第4号)

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること

備考

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

表 4-2-1-5 ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準

(平成11年環境庁告示第68号)

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気の基準値は、年間平均値とする。

ウ. 苦 情

静岡県の大気汚染に係る発生源別苦情受理の状況は、表 4-2-1-6 に示すとおりである。苦情件数は 625 件であり、「個人（会社・事業所以外）」に起因するものが多く、全体の約 5 割を占めている。会社・事業所関係に限ると、「建設業」、「製造業」に起因する苦情件数が多く、それぞれ 85 件、82 件となっている。

表 4-2-1-6 大気汚染に係る発生源別苦情受理件数（平成 23 年度）

発生源	件数
農業	15
林業	2
漁業	0
鉱業	2
建設業	85
製造業	82
電気・ガス・熱供給・水道業	1
情報通信業	0
運輸業	7
卸売・小売業	4
金融・保険業	0
不動産業	2
飲食店、宿泊業	8
医療、福祉	1
教育、学習支援業	1
複合サービス事業	7
サービス業（他に分類されないもの）	25
公務（他に分類されないもの）	0
分類不能の産業	12
個人（会社・事業所以外）	324
その他（会社・事業所以外）	13
不明（会社・事業所以外）	34
合 計	625

資料：「平成 23 年度 公害苦情調査結果報告書」
（平成 24 年 11 月、総務省公害等調整委員会）

3) 騒音

ア. 既存の測定結果

「静岡市の環境～年次報告書～平成 24 年度版」（平成 24 年 12 月、静岡市）によると、静岡市では、平成 23 年度に、環境騒音調査（道路に面する地域以外）は、市内 20 地点、自動車騒音は、面的評価で 60,362 戸で測定を行っている。なお、対象事業実施区域及びその周囲において環境騒音及び自動車騒音の測定は行われていない。

静岡市では新幹線鉄道騒音は、9ヶ所 18 地点で測定を行っているが、対象事業実施区域及びその周囲での測定は行われていない。

また、静岡市では航空機騒音に関する測定は行われていない。

イ. 騒音に係る環境基準等

騒音に係る環境基準等は、表 4-2-1-7～表 4-2-1-12 に示すとおりである。

表 4-2-1-7 騒音に係る環境基準

(平成 10 年環境庁告示第 64 号)
(平成 24 年静岡市告示第 193 号)

道路に面する地域以外の地域

地域の類型		基準値 (dB)	
		昼間	夜間
AA	該当なし	50 以下	40 以下
A	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域	55 以下	45 以下
B	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域		
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	60 以下	50 以下

道路に面する地域

地域の類型		基準値 (dB)	
		昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域		60 以下	55 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域		65 以下	60 以下
C 地域のうち車線を有する道路に面する地域			
幹線交通を担う道路に近接する空間（屋内基準）		70 (45) 以下	65 (40) 以下

注1. 時間の区分 昼間：午前6時から午後10時まで 夜間：午後10時から午前6時まで

注2. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- ・高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る）
- ・一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

注3. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の範囲をいう。

- ・2車線以下：道路端から15メートル
- ・2車線を超える：道路端から20メートル

表 4-2-1-8 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(昭和50年環境庁告示第46号)
(平成9年静岡県告示第344号の4)

地域の類型		基準値 (dB)
I	別表に規定する区域のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに都市計画区域内の用途地域の定めのない地域	70 以下
II	別表に規定する区域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	75 以下

別表

静岡県内に敷設された新幹線鉄道の軌道の中心から両側にそれぞれ400m以内の区域(富士川、安倍川、大井川及び天竜川の橋りょうに係る部分については別図1から4までに表示する区域とし、トンネル、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条の規定により定められた工業専用地域、河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区域及び別図5に表示する区域を除く。)

別図1から5まで(省略)

表 4-2-1-9 航空機騒音に係る環境基準

(昭和48年環境庁告示第154号)
(平成9年静岡県告示第344号の3)

地域の類型		基準値 (dB)
I	別表に掲げる地域のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域	57 以下
II	別表に掲げる地域のうちIの地域の類型をあてはめる地域以外の地域(工業専用地域、飛行場内及び空港敷地内を除く。)	62 以下

別表

1	浜松市、磐田市、袋井市、湖西市及び新居町の区域のうち別図1に表示する地域
2	焼津市の区域のうち別図2に表示する地域
3	島田市、牧之原市及び吉田町の区域のうち別図3に表示する地域
備考	この表に掲げる市町の区分は、平成21年3月31日における行政区画によって表示されたものとする。

別図1、別図2及び別図3(省略)

表 4-2-1-10 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

(騒音規制法第17条第1項)
(平成12年総理府令第15号)
(平成12年静岡市告示170号)

区域の区分	基準値 (dB)	
	昼間	夜間
a 区域及びb 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 以下	55 以下
a 区域のうち2車線以上の道路に面する区域	70 以下	65 以下
b 区域のうち2車線以上の道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 以下	70 以下
幹線交通を担う道路に面する区域	75 以下	70 以下

注1. 時間の区分 昼間：午前6時から午後10時まで 夜間：午後10時から午前6時まで

注2. 区域の類型該当区域

- a : 騒音規制法に基づく第1種区域並びに騒音規制法に基づく第2種区域のうち、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
 - b : 騒音規制法に基づく第2種区域のうちaの区域の区分をあてはめる地域以外の地域
 - c : 騒音規制法に基づく第3種区域及び第4種区域
- 第1種区域～第4種区域については、表 4-2-1-11に示すとおりである。

注3. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- ・高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道は4車線以上の区間)
- ・一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

表 4-2-1-11 特定工場等に係る騒音の規制基準

(騒音規制法第4条第1項及び第2項)
(静岡県生活環境の保全等に関する条例)
(平成18年静岡市告示第171号)

地域の区分	適用地域	午前8時から午後6時まで	午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後10時まで	午後10時から午前6時まで
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域	50dB	45dB	40dB
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、旧蒲原町区域内の準工業地域(清水区蒲原一丁目付近を除く)、市街化調整区域、都市計画区域外の地域 ^{注1}	55dB	50dB	45dB
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、付表に掲げる区域	65dB	60dB	55dB
第4種区域	工業地域、工業専用地域 ^{注2}	70dB	65dB	60dB

注1. 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく指定地域

注2. 工業専用地域においても県条例で地域指定をしている。

備考 この表において、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び市街化調整区域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により定められたそれぞれの地域及び区域を指す。

付表

区域
静岡市葵区富厚里字塩沢口、字枯下、字権現原、字中原、葵区富厚里字小林新田、字杉沢口の各一部

表 4-2-1-12 特定建設作業に係る騒音の規制基準

(騒音規制法第14条第1項及び第15条第1項)
(平成8年静岡市告示第51号)

規制種別	区域の区分	規制内容
特定建設作業	第1・2号区域	次の①～⑧を使用する作業 ①くい打機(もんけんを除く)、くい抜機・くい打くい抜機(圧入式を除く) ※くい打機をアースオーガと併用する作業を除く ②びょう打機 ③さく岩機(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る) ④空気圧縮機(原動機の定格出力が15kw以上) ⑤コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m ³ 以上)・アスファルトプラント(混練機の混練容量が200kg以上) ※モルタルを製造するためを除く ⑥バックホウ(原動機の定格出力が80kw以上) ⑦トラクターショベル(原動機の定格出力が70kw以上) ⑧ブルドーザー(原動機の定格出力が40kw以上) ⑥～⑧は、一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く
基準値	第1・2号区域	85dBを超えないこと
作業時間	第1号区域	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと
	第2号区域	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと
1日当たりの作業時間	第1号区域	10時間/日を超えないこと
	第2号区域	14時間/日を超えないこと
作業日数	第1・2号区域	連続して6日を超えないこと
作業日	第1・2号区域	日曜日その他の休日でないこと

注1. 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

注2. 第1号区域：第1種区域、第2種区域及び第3種区域並びに第4種区域のうち病院等、学校、保育所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域

第2号区域：前項に掲げる区域以外の区域

第1種区域～第4種区域については、表4-2-1-11に示すとおりである。

ウ. 苦 情

静岡県騒音に係る発生源別苦情受理の状況は、表 4-2-1-13 に示すとおりである。苦情件数は 463 件であり、会社・事業所に起因するものが多く全体の 8 割程度を占め、そのうち「製造業」、「建設業」に起因する苦情件数が多く、それぞれ 124 件、88 件となっている。

表 4-2-1-13 騒音に係る発生源別苦情受理件数（平成 23 年度）

発生源	件数
農業	4
林業	0
漁業	0
鉱業	2
建設業	88
製造業	124
電気・ガス・熱供給・水道業	3
情報通信業	0
運輸業	15
卸売・小売業	15
金融・保険業	0
不動産業	3
飲食店、宿泊業	34
医療、福祉	9
教育、学習支援業	13
複合サービス事業	4
サービス業（他に分類されないもの）	35
公務（他に分類されないもの）	4
分類不能の産業	8
個人（会社・事業所以外）	64
その他（会社・事業所以外）	30
不明（会社・事業所以外）	8
合 計	463

資料：「平成 23 年度 公害苦情調査結果報告書」
（平成 24 年 11 月、総務省公害等調整委員会）

4) 振 動

ア. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲において振動に関する測定は行われていない。
 なお、「静岡市の環境～年次報告書～平成 24 年度版」（平成 24 年 12 月、静岡市）によると、静岡市では平成 23 年度に 9 路線 11 地点で道路交通振動調査を行っている。

イ. 振動に係る規制基準等

振動に係る規制基準等は、表 4-2-1-14～表 4-2-1-17 に示すとおりである。

表 4-2-1-14 特定工場等に係る振動の規制基準

（振動規制法第 4 条第 1 項）
 （振動規制法施行規則別表第 2）
 （静岡県生活環境の保全等に関する条例）
 （平成 15 年静岡市告示第 31 号）

地域の区分	適用地域	午前 8 時から 午後 8 時まで	午後 8 時から翌 日 の午前 8 時まで
第 1 種区域の 1	第 1 種低層住居専用地域、 第 2 種低層住居専用地域	60dB	55dB
第 1 種区域の 2	第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、 準住居地域、旧蒲原町区域内の準工業地域（清水区蒲原一 丁目付近を除く）、市街化調整区域、都市計画区域外の地 域 ^{注 1}	65dB	55dB
第 2 種区域の 1	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、付表に掲げる区域	70dB	60dB
第 2 種区域の 2	工業地域、工業専用地域 ^{注 2}	70dB	65dB

注 1. 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく指定地域

注 2. 工業専用地域においても県条例で地域指定をしている。

備考 この表において、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地
 域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び市街化調整区域とは、都市計画法
 （昭和 43 年法律第 100 号）の規定により定められたそれぞれの地域及び区域を指す。

付表

区域
静岡市葵区富厚里字塩沢口、字枯下、字権現原、字中原、葵区富厚里字小林新田、字杉沢口の各一部

表 4-2-1-15 特定建設作業に係る振動の規制基準

(振動規制法第 15 条第 1 項)
(平成 15 年静岡市告示第 31 号)

規制種別	区域の区分	規制内容
特定建設作業	第 1・2 号区域	①くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 ②鋼球を使用して建築物、その他の工作物を破壊する作業 ③舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。） ④ブレイカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
基準値	第 1・2 号区域	75dB を超えないこと
作業時間	第 1 号区域	午後 7 時～翌日の午前 7 時の時間内でないこと
	第 2 号区域	午後 10 時～翌日の午前 6 時の時間内でないこと
1 日当たりの作業時間	第 1 号区域	10 時間/日を超えないこと
	第 2 号区域	14 時間/日を超えないこと
作業日数	第 1・2 号区域	連続 6 日を超えないこと
作業日	第 1・2 号区域	日曜日その他の休日ではないこと

注 1. 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

注 2. 第 1 号区域：第 1 種区域の 1、第 1 種区域の 2 及び第 2 種区域の 1 並びに第 2 種区域の 2 のうち病院等、学校、保育所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね 80 メートル以内の区域
第 2 号区域：前項に掲げる区域以外の区域

第 1 種区域～第 2 種区域については、表 4-2-1-11 に示すとおりである。

表 4-2-1-16 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

(振動規制法第 16 条第 1 項)
(振動規制法施行規則別表第 2)
(平成 15 年静岡市告示第 31 号)

区域の区分		要請限度 (dB)	
		昼間	夜間
		午前 8 時から 午後 8 時まで	午後 8 時から 午前 8 時まで
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域	65	60
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	70	65

注 1. 第 1 種区域～第 2 種区域については、表 4-2-1-11 に示すとおりである。

表 4-2-1-17 新幹線鉄道振動に係る指針値

(昭和 51 年環大特第 32 号)

指針	70dB を超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策等を講ずること。
----	--

ウ. 苦 情

静岡県の振動に係る発生源別苦情受理の状況は、表 4-2-1-18 に示すとおりである。苦情件数は 31 件であり、会社・事業所に起因するものが多く全体の約 7 割を占めている。

表 4-2-1-18 振動に係る発生源別苦情受理件数（平成 23 年度）

発生源	件数
農業	0
林業	0
漁業	0
鉱業	0
建設業	11
製造業	4
電気・ガス・熱供給・水道業	0
情報通信業	0
運輸業	2
卸売・小売業	0
金融・保険業	0
不動産業	0
飲食店、宿泊業	0
医療、福祉	0
教育、学習支援業	0
複合サービス事業	0
サービス業（他に分類されないもの）	2
公務（他に分類されないもの）	4
分類不能の産業	0
個人（会社・事業所以外）	1
その他（会社・事業所以外）	6
不明（会社・事業所以外）	1
合 計	31

資料：「平成 23 年度 公害苦情調査結果報告書」
（平成 24 年 11 月、総務省公害等調整委員会）

5) 悪 臭

ア. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲で悪臭に関する調査は行われていない。

イ. 悪臭に係る規制基準等

悪臭に係る規制基準は、表 4-2-1-19 に示すとおりである。静岡市では、良好な生活環境を確保するために、市全域において悪臭防止法に基づく規制地域を指定し、事業場からの悪臭の発生を規制している。また、静岡県生活環境の保全等に関する条例においては、表 4-2-1-20 に示すとおり、悪臭発生が見込まれる施設（特定施設）を指定して、悪臭の発生を規制している。

なお、対象事業実施区域及びその周囲は、悪臭防止法に基づく規制地域に該当する。

表 4-2-1-19 悪臭に係る規制基準

(平成 19 年静岡市告示第 153 号)

(平成 20 年静岡市告示第 147 号)

市町村名	告示主体	規制方法 ^{注1}	規制地域	基準 ^{注2}
静岡市	市	指数	市全域	10

注 1. 指数：悪臭防止法第 4 条第 2 項に基づく臭気指数による規制

注 2. 臭気指数による規制を行っている地域：臭気指数（1 号基準）

（2 号基準及び 3 号基準については、環境省令による方法で算出する）

表 4-2-1-20 静岡県生活環境の保全等に関する条例による規制

悪臭に係る特定施設	
1	セロファン製膜施設
2	アスファルト合滲紙又はコールタール合滲紙の製造の用に供する連続式合滲施設
3	パルプ又は紙の製造の用に供する蒸解施設
4	調味料の製造又は穀物の加工の用に供する乾燥施設
5	合成樹脂又はホルムアルデヒドの製造の用に供する反応施設
6	有機顔料の製造の用に供する反応施設
7	木材チップの堆積場であって、面積が 1,000m ² 以上のもの
8	動物系の飼料もしくは肥料又はそれらの原料の製造の用に供する次に掲げる施設 (1) 蒸煮施設 (2) 湯煮施設 (3) 真空濃縮施設 (4) 乾燥施設
9	鶏舎であって面積が 400m ² 以上のもの及び豚舎であって面積が 150m ² 以上のもの
10	サイズの製造の用に供する反応施設

悪臭に係る特定施設の構造並びに使用及び管理に関する基準	
1	当該施設に脱臭装置が設置されていること。
2	当該施設に防臭のための薬剤が散布されていること。
3	当該施設が防臭カバーでおおわれていること。
4	前各号に掲げるもののほか当該施設を設置する工場又は事業場において発生する悪臭を防止するため有効な措置が講じられていること。

ウ. 苦 情

静岡県が悪臭に係る発生源別苦情受理の状況は、表 4-2-1-21 に示すとおりである。苦情件数は 603 件であり、会社・事業所以外に起因するものが多く全体の約 6 割を占め、そのうち「個人（会社・事業所以外）」が 246 件、「不明（会社・事業所以外）」が 69 件となっている。

表 4-2-1-21 悪臭に係る発生源別苦情受理件数（平成 23 年度）

発生源	件数
農業	28
林業	0
漁業	0
鉱業	1
建設業	35
製造業	119
電気・ガス・熱供給・水道業	1
情報通信業	0
運輸業	4
卸売・小売業	5
金融・保険業	0
不動産業	1
飲食店、宿泊業	14
医療、福祉	0
教育、学習支援業	0
複合サービス事業	5
サービス業（他に分類されないもの）	22
公務（他に分類されないもの）	4
分類不能の産業	27
個人（会社・事業所以外）	246
その他（会社・事業所以外）	22
不明（会社・事業所以外）	69
合 計	603

資料：「平成 23 年度 公害苦情調査結果報告書」
（平成 24 年 11 月、総務省公害等調整委員会）